

《研究ノート》

開発途上国における輸入代替政策の導入と継続について

林 田 秀 樹

は じ め に

第二次世界大戦後、植民地支配のくびきを脱して政治的独立を獲得するなど新たに自国の建設に歩み出した開発途上諸国は、経済開発政策の立案・実施に際し否応なく国際的な側面での苦慮を迫られることになった。当該諸国民の間に広く支配する貧困への当座の対策や社会経済基盤の整備のために、国際機関並びに先進諸国に仰ごうとする援助・借款の問題はもちろん、国際収支制約からいざれ自律的に解放された経済を築くことのできるよう、いかにして施策を講じるかという問題についての苦慮である。すなわち、赤字基調の経常収支（貿易収支）を、均衡・黒字基調へといかにして導くかという問題に直面したのである。大幅な経常収支（貿易収支）赤字が長期にわたって統けば、途上国にとっては過酷な対外債務累積がもたらされることになるし、反対にそれを黒字化していくには需要面からの経済成長への寄与ともなる。

アジアやラテン・アメリカなどに位置する途上国の多くがこうした問題に対する解決策として選択したのが、かねてより諸外国とりわけ先進諸国から輸入していた諸種の製造業品への需要を、自国における同種製造業の創設とそこでの生産によって充足させ、そうすることで輸入総額を抑制するとともに経済全体の工業化の槓桿としようとする政策＝輸入代替工業化政策である。ところが、国ごとに差異はあるものの、概ね同政策が経済開発への牽引という点で一貫して目覚ましい役割を演じることはなかった。むしろ、否定的な

影響の方を当該諸経済に及ぼしたとする評価がなされることが多く、成長・開発を停滞させた主因ともとれる位置づけしか与えられない場合もある。このことは、輸出指向工業化に重点を置く政策に転じて以降、NIES や ASEAN などアジア諸国が達成した経済的「奇跡」と対比して、輸入代替政策が国際面での基本的な開発戦略であった時期の経済的「停滞」が論じられる場合に顕著である。

事実、そのような議論がなされる背景には、輸入代替政策がそれを採用した国の経済にもたらしうる非効率性や、仮にそれが一定の効果をもたらし得たとしてもその際諸々の条件が必要となることなどについての理論的・実証的研究の蓄積がある¹⁰。そこで問題となるのが、後に明確に認識されるようになったことであるとは言え、少なからぬ欠点や制約条件をもつ輸入代替政策を、なぜ多数の途上国が開発政策上の基本戦略としたのか、そしてその事態がなぜ持続し得たのかということである。

本稿の目的は、そのような輸入代替政策の途上諸国による導入・継続の要因について検討することである。以下第1節では、経済開発を実施し始めた当初、なぜ途上諸国は、国際面での政策のいわば柱に他の政策でなく輸入代替政策を据えたのか、について検討する。次いで第2節では、当初開発・工業化の中心的な役割を担うものとして導入された輸入代替政策が、なぜ上記のような評価を与えられるに至ったかについて簡単に整理し、輸入代替政策がもたらした非効率性にもかかわらず、同政策が採用され続けた要因について考える。最後に第3節で、途上国の経済開発と関連して輸入代替政策についていかなる検討課題があるかについて整理し、むすびとする。

第1節 経済開発始動期における輸入代替政策の導入

経済開発に取り組み始めるに当たって、国際的な側面に関連する政策として、後にアジア NIES やその他東アジア諸国に経済的「奇跡」を謳歌せることになる輸出指向工業化戦略でなく、輸入代替工業化政策が当該諸国政府によって採られたのはなぜであろうか。輸入代替政策より輸出指向工業化政

開発途上国における輸入代替政策の導入と継続について

策の方に多くの優位点が見出せるということについて、先見的に明らかにすることが困難であったということだけでは、不十分である。国・地域によって往時の事情に差異はあるであろうが、概ね共通して妥当するであろうと考えられる輸入代替政策導入の根拠について検討していく。

輸入代替政策が当時の途上諸国の政府によって選択されたのは、その一様性からして偶然の所産とは言い難い。本節では、言ってみれば当時の途上諸国政府による「輸入代替政策採用の必然性」について考えていくのであるが、そのことは、それら諸国がおかれていた初期条件を確認することでもある。

ところで、途上諸国における輸入代替の過程には、一般的に二つの段階がある。第1の段階は、経済開発政策を開始する時期に伝統的な一次產品の輸出振興に次いで、あるいはそれと並んで行われる第1次輸入代替の時期であり、そこで対象とされる品目は非耐久消費財である。第1次輸入代替による工業化が進行し、伝統的一次產品に代わる軽工業品輸出も行われていくなかで、その工程に用いられる中間財・耐久生産財のうち資本集約度の低い財などの輸入代替が開始されていく。非耐久消費財の輸入代替の過程でこれらの種類の財が貿易収支を悪化させる要因となっていくからであり、いわゆる第2次輸入代替と呼ばれる過程である。ここで問題にしようとするのは、その第1次輸入代替政策の導入を促し支えた要因はいかなるものかということである。

(1) 輸入抑制の政策的な操作可能性

戦後いわゆる「低開発諸国」が経済開発政策の実施に本格的に取組み始めるのは1950年前後から60年代半ば頃にかけてであるが、当時からそれら諸国の大半は、貿易・経常収支の赤字に悩まされていた。当該諸国は、赤字基調の貿易・経常収支を長期的にいかにして均衡へ、そして黒字基調へと導いていくかについて中長期的視点に基づいた展望の下に戦略的な取組みを始めるより以前に、当座は外国為替の管理に腐心せざるを得なかった。戦争中にこうむった被害からの復興を目的としてアメリカなどから得ていた援助資金も、

かつての占領国からの戦後賠償金も、貿易・経常収支の赤字基調を解消するまでの間持続するほどに十分なものではなかったのである。

いかにして外貨不足に対処するか。対外債務の累積を避けようとなれば、選択肢は当然のことながら、輸出を増大させることにより外貨の稼得額を増やすか、輸入を制限して外貨の流出を食い止めるかのいずれかしかない。いずれの方途にも訴えて成果を期待するのが、当該諸国のおかれた立場からすればごく自然な政策行動であるが、即効性をもってその期待に応え得たのは後者の選択肢であった。外国の需要者たちに自国の輸出財を自在に購入させることはもとより不可能であるのに対し、外国からの特定財の輸入を数量割当・輸入禁止や高率関税等の措置によって減少させ制限することは、それらの措置がもつ強制力ゆえに実現の可能性において優位を占める政策手段だったと言えるからである。同様に強制力を伴うものであっても、輸出禁止という政策は、軍事上の必要あるいは内需を充足することを優先すべき特別の事情（例えば穀物輸出禁止に踏み切らざるを得ないほどの食糧不足）や、これまで未加工のまま輸出していた一次産品を加工済みの製造業品として輸出するためなど、特定の理由や目的がないかぎり国内外に対する正当化の理由を見出しがたい政策である。これとは違って輸入制限措置は、固定相場制（あるいは特定通貨へのペッグ制）の下では、通貨当局の外貨準備の不足ひいては払底それ自体が正当化の理由を形成する。それら輸入抑制的諸手段の途上諸国による行使は、自由貿易主義に反するものであるとは言え、当該諸国が当時途上国というよりむしろ「低開発国」の立場にあったがゆえに、たとえ消極的であるにしろ国際社会における容認も得やすかったのである¹⁰。

もちろん、特定部門において輸入抑制に踏み出したからといって、それだけで途上諸国政府が輸入代替政策を採用したことにはならない。経験的にその抑制措置が、輸入抑制された品目の市場を国内での生産者に排他的に開き、結果同種部門への投資と同種品目の生産を促す契機となり、経済成長を導く工業化が開始されていくなかで意図的で継続的な輸入制限が行われていくことになったと考えるのが妥当であろう。そしてそれが、事実上「戦略的な」

開発途上国における輸入代替政策の導入と継続について

性格を帯びた政策として、単に継続的であるだけでなく対外面での経済開発政策の基幹をなすものとなっていました⁽³⁾。輸入の抑制・制限という措置による外貨の流出防止策が、輸出の増大による外貨稼得額を増加させる施策に比して緊急避難的な場合の操作可能性・即効性においてまさることによってもたらされた帰結である。

(2) 輸出増大の困難性

輸入制限措置が強制力を伴う手段を用いて行い得るがゆえに即効性をもち得たのとは対照的に、当時の途上諸国による輸出促進にはさまざまな困難が付きまとっていた。まず挙げられるのは、当時の途上諸国が輸出品目としてプランテーション農園等で栽培された換金作物や、鉱物資源等の伝統的な一次産品しかもたず、それらに対する需要はよく指摘されるように所得弾力性及び価格弾力性ともに低く、その輸出量及び輸出価額の急速で飛躍的な伸びを期待することが困難だったという事情である⁽⁴⁾。また、それまで未加工のまま輸出されていたそれら一次産品を加工された製造業品として輸出していくことを目指すにしたところで、その加工の段階がまだ低い段階にとどまるかぎりは、未加工の一次産品がもっている上のような性質を脱することは難しいであろうから、輸出額増大に向けて牽引車の役割をすぐさま果たすことは困難であったろう。

それでは、途上国内で以前から生産されていた一次産品とは直接関連のない製造業品の輸出についてはどうであつただろうか。これも、たとえ途上国に豊富に存在する労働力を生産過程においてより多く用いるいわゆる労働集約財に限定してみても、国際市場で他国とりわけ先進諸国と競争し得る製品を当該国企業は当時供給し得なかった。労働集約財部門の先進国企業も、インフラがいまだ未整備な途上諸国への直接投資による進出を躊躇する場合が多くあつたであろうし、こうしたチャンネルを通じた技術移転も容易でなかつたと言える。

このように、輸出を即時的に増大させることは当時の途上諸国にとっては

難しく、眼前のその障害・困難が、それら諸国をして輸出指向的な政策を長期的な開発戦略として採用することをためらわせる一要因になったものと考えられる。

(3) 確実な国内需要

製造業品輸出を振興していくとする場合、途上諸国政府は、幾多の競争相手が待ち受ける国際市場で、自国企業が自社製品への需要を見出せるかどうかという実現問題にまず直面しなければならないであろうことを予想せざるを得なかつたのに対し、当座の外貨不足に対処するために開始した輸入制限・禁止措置によって保護された国内市場には自国民からの既存の需要があって、それが自国企業製品へ向かうと見込むことができた。新しく創業しようとする企業家たちにとっても、様々の面で不確実な要因の多い国際市場にそもそもその初めからリスクを負って参入しようとするよりは、政府の保護措置によって自ずと余地の生じた国内市場に依拠する方が確実に需要と収益を予想できた。

(1)でもふれたように、意識してかせざるかは別にして、政府による窮余の策が自国企業家の創業機会を生み、そのことがもたらした一定の成果が政府に輸入制限策を継続させていくという相互作用が生じたものと考えられる。その作用を支える根本的な要因は、当然のことながら、保護された国内需要の確実性である。

(4) 世界銀行からの助言・勧告

開発途上国が本格的に経済開発・工業化政策に取組み始める際には、その政策の実行や国際収支問題への対処等に必要となる資金を世界銀行からの融資によってまかなくに当たり、自国に対する経済調査団を受入れ、同調査団によって出された自国経済への助言・勧告に基づいて開発計画の基本路線を定めるというケースが多く存在する。そしてその助言・勧告のなかに、輸入代替工業化路線を開発戦略の基本に据えることを提言している場合が少なか

開発途上国における輸入代替政策の導入と継続について

らずあるのである。

例えば、マレーシアの場合は、独立前の55年に出された「マラヤの経済発展に関する報告」が最初に工業化政策の指針を示したとされるが、そこでは、マラヤが近隣東アジア諸国より相対的に賃金水準が高いことや工業化のための専門家不足が輸出指向工業化の障害となることを理由に、輸入代替政策の導入が提言されている^⑯。より具体的には、関税による保護政策などが勧奨されている。タイの場合も、1957年から翌58年にかけてタイを訪れた世銀経済調査団によって出された勧告に沿って経済政策の基本が構想され、それ以前の国営企業主導の工業化路線を改め、民間企業主導による輸入代替工業化が追求されることになったのである^⑰。

インドネシアの場合は、スカルノ政権期に一度脱退した世銀に、スハルトが政権を掌握した後の1966年に復帰し、当時危機的な状況にあったインドネシア経済に関する報告が1968年に作成された。それ以降世銀は、ジャカルタに常駐事務所を設けてインドネシアの経済政策立案に大きな影響を及ぼすようになっていく。そして、石油ブームに沸いた1970年代には、決して世銀の影響力の増大のみによるものではないであろうが、一貫した輸入代替政策が展開されていくことになるのである^⑱。

融資への付帯条件というかたちをとることの多かった世銀の助言・勧告が、当事国にとって重大な意味をもったのは自明で、当該国経済についての報告書等において定式化された工業化路線を基本的な開発戦略として採用する途上国がそれだけ増えたのは当然である。また、世銀による勧告は、それを受入れた途上諸国の輸入代替政策導入の契機となるとともに、すでに輸入代替工業化の道を歩み出した他国の路線をオーソライズすることにも与ったと言える。

(5) 輸入代替対象品目の性質とナショナリズム

本節冒頭でもふれたように、第1次輸入代替の対象となった品目は、食料品や衣料品・雑貨等の非耐久消費財である。工業化が開始される以前の途上

国に輸入されるのは、近代工業の生産過程に用いられる中間財・資本財ではなく上のような非耐久消費財であって、その輸入が国際収支面で引き起こす困難を解消するために途上国政府は、輸入代替工業化政策を実施することになるのである。

非耐久消費財を輸入制限の対象とすることができたのは、それが労働集約的な製造工程を経て生産される財であるというその性質による。なぜなら、一般に労働力は、途上諸国において経済開発政策を開始する時期には特に先進諸国と比して相対的に安価に投入することのできる生産要素であり、かつ非耐久消費財の生産過程において求められる労働が、当該時点において途上諸国の労働者に期待することのできない熟練を必要としないからである。それゆえ、国内の企業家たちによる当該部門における創業が可能であった。政府も、その創業の可能性を見越してかもしくは経験的に知ることによって、当該諸財への輸入制限措置を開始し継続することが、必要であるばかりでなく可能となった。

それと同時にここで指摘したいのは、種々の輸入制限措置を政府がとることを支えたものとして、国民世論の存在を無視できないということである。非耐久消費財という、消費者たる国民の日常生活に目に見えて不可欠の性質をもつ財だけに、たとえ一時的ではあっても、輸入制限によるその不足ないしは欠乏が、大きく国民の反発を招いて制限措置の遂行を困難にする可能性を否定できない。結果的にそのような大きな反発が生じなかったとした場合、国民、少なくとも輸入制限の対象となった諸財の従来からの需要者たちのなかに、政府の措置を支持する世論が消極的なものも含めて大勢を占めたことを意味する。その背景には、先進工業国に対するそれ以上の反発があったのではないか。

要するに、政府=政策立案者のみならず国民一般のナショナリズムが、輸入制限措置に経済外的な禁止的障害が生じなかったことに少なからず影響していたものと考えられる。政治的独立をかち得たばかりであるにもかかわらず、製造業品、なかんずく日常普段必要とする非耐久消費財の輸入依存度の

開発途上国における輸入代替政策の導入と継続について

高さが、先進諸国に対する自国の以前と変わらない従属を示す証左として政策立案者や国民に映じ、彼らがそれを解消すべき事態と考えてもおかしくないし、むしろ自然かもしれない。1970年代に入ってもなお、タイやインドネシアなど東南アジアの国々で、日本製品の排斥運動、反日暴動が生じたこと一つをとっても、ナショナリズムの根の浅くないことがわかる。

(6) 財政上の誘因

輸入制限の手段として対象品目に関税が賦課される場合、輸入量の減少以外に、税収の増加という副産物がもたらされる。個人・法人双方に対する所得税を徴収する体制を整え切れていない段階の途上諸国が、相対的に捕捉の容易な輸入に課する関税を主たる歳入源とするケースが少なからず存在する。

それに対して、輸出を増大させるための政策を探ることで、政府は、直接的に歳入を増やしたり、ましてや主財源とすることのできる収入源を得ることはできない。それどころか、こうした政策を探すことには、輸出補助金や対象企業に対する減免措置など何らかの支出が伴う場合が多い。このような財政上の要因は、短期的な必要に迫られて中長期的な戦略的視点を失わせるという点では、前項までの諸要因と同様である。

以上に挙げた諸要因がすべて、輸入代替政策を導入した諸国の政策決定過程に共通して作用してきたということではないが、そのうちのいくつかが関係してきたとは言えるのではないだろうか。

次節でみていくのは、以上のような要因に促されて導入された輸入代替政策が、途上諸国に継続して採用されていく要因はいかなるものかということである。

第2節 輸入代替政策の継続的採用

当該国経済において輸入代替政策が導入以来一定の成果をもたらし、当該時点においても様々な制約を免れて保護対象産業の順調な成長や経常収支赤

字の抑制など有効性を保ち続けている場合には、同政策は採用され続ける意義をもつし放棄される理由は何もない。問題は、輸入代替政策が、成果を生むどころか当該国経済に否定的な影響を広範に及ぼすに至ってもなお、用いられ続けている場合である。負の効果をもたらし得る政策は、それが導入されることももちろん望ましいものではないが、継続されることはそれ以上に好ましからざる事態である。

たとえ一度導入してしまった政策であっても、それが有効でないばかりか有害な影響を及ぼすことが明らかなのであれば、そのことについての分析のもとに、その影響を克服し成果を生むことを期待できる政策に転換すればよい。その転換に成功した代表例のようにしてしばしば取り上げられるのが、アジア NIES のなかの韓国、台湾の 2 カ国である^⑧。それまでの輸入代替工業化戦略から輸出指向工業化戦略への転換が奏効したのがその要因とされる。しかしながら、ラテン・アメリカ諸国のように明らかに経済の効率性を損ねていることがわかっている輸入代替政策を継続して採用している国々の政策行動についてはどのように説明すべきであろうか。このことについて考えるのが、本節の課題であるが、その前に輸入代替政策がもたらし得る当該国経済への負の影響・非効率性とはどのようなものかについて、簡単にみておこう。

まず第 1 に挙げられるのは、特定産業が長期にわたって外国企業との競争から隔離され保護される結果、技術開発・生産性改善のための努力が払われず、国際市場に出回る製品と比較して質的に劣り、価格面でも国際競争力上優位に立てない製品しか生産し得ない産業部門が出来上がってしまうという点である。当該製品に対する国内市場が小さく、規模の経済による生産性の向上を期待し得ない国においては、この傾向はなおさら助長されることになる。このような非効率性は、第 1 次輸入代替が行われている段階から生じ得る。その際、機会費用を支払わされるのは、主として消費者である。

第 2 は、第 2 次輸入代替の過程において、価格体系の歪みから生じる諸問題である。第 2 次輸入代替過程においては、保護・育成の対象とされるのは

開発途上国における輸入代替政策の導入と継続について

前節でもふれたとおり、資本集約度が相対的に高くない中間財、耐久生産財である。ここでまず、その輸入に対して高率関税賦課などの制限措置がとられる結果、それら生産財と国内で後方連関関係を有する諸財の価格を引き上げるという、いわゆるハイコスト・エコノミーが現出される問題が挙げられる。そして、輸入制限の対象となる諸生産財の、相対的に資本集約度の高い生産財に対する相対価格が、国際市場で成立している同様の相対価格に比して上昇し、即ち当該国内において資本集約度が相対的に低い生産財が割高なものとなり、より資本集約的で労働節約的な投資が行われる結果、国内の過剰労働力の吸収が進まず生産要素賦存における比較優位構造に反する産業構造を生むこととなり、効率的資源配分の達成が阻まれるという問題などである。

こうした非効率性が経済の発展を阻害しているにもかかわらず、輸入代替政策が排除されないのには、以下の諸要因が作用しているものと考えられる。

(1) 非効率性の循環的再生産

まず、上記のようにしてもたらされる非効率性それ自体が、政府による輸入代替政策の放棄を困難にしているという可能性がある。一見逆説的ではあるが、一度その創設を促した輸入代替政策の対象企業を、政府は輸入制限の撤廃によって倒産させないようにするということを大前提にすれば、容易に推測できることである。

保護対象企業が非効率的な操業しかなし得ず、輸入制限を解除すれば新たに参入してくるであろう外国企業との競争に打ち勝つことができないことが明らかであれば、当該企業の淘汰を許容しないという大前提によって政府は輸入制限措置を継続する。輸入制限措置の継続によって企業は、競争とそれによる排除を免れ、国内市場で非効率ながらも操業を続けることができる。政府も、技術開発への援助策等効率性改善を促す措置を講じるが、先にも挙げた市場の制約や国際競争への不参加による生産性改善の遅れを解消することができず、結果として非効率な操業がまた繰り返されることになる。政府

は、先の大前提を捨てず輸入制限措置を継続する、という一種の悪循環、トラップ状態に陥ることも十分にあり得るのである。

(2) レントをめぐる政財の癒着

当初は国際収支問題への対処、国内企業の保護・育成及びそれによる工業化の推進を目的として開始された輸入代替政策は、一方で保護の対象となっている企業が国内市場を排他的に独占するに及んで、それら企業の側に国内市場規模の需要と収益を保証することによってレントを発生させることになる。他方、政府・当局が行使する輸入制限のための諸施策は、「国内企業の保護・育成及びそれによる工業化」という本来の目的から、育成・工業化という観点を欠落させた規制のための規制手段へとその性格を転化させられることになる。ここに、レントをめぐって、企業と政府・当局者との間に次のような関係が発生する可能性が生じる。すなわち、企業の側からは、そうしたレントの取得をあたかも既得権益として当然であるかのように受け止め、政府に対して政治的な圧力をもって働きかけるか、もしくはそのレントの獲得のために様々な活動を展開し、政府当局者との間に透明性を欠く関係を築こうとするものも出てくるであろう。政府当局者の方でも、企業のこうしたレント・シーキングに応えて、汚職に手を染めることで掌中の規制手段を「レント保護」のための手段として用いようとする誘因が生まれるのである。

このような関係が恒常的に築かれていくれば、非効率性を生むことによって経済成長を阻害する役割を果たすことになっても、輸入代替政策が一定期間継続して採用される要因となる。第1次輸入代替の対象となる非耐久消費財部門においては、国内市場において安定的な需要が見込めるために、第2次輸入代替の対象となる中間財部門や相対的に資本集約度の低い耐久生産財部門においては、初期投資に要した費用の巨額さのために、こうした癒着関係を続けようとする誘因が企業側において持続する。

開発途上国における輸入代替政策の導入と継続について

(3) 財政の関税依存

最後に挙げる要因は、前節(6)と同様、政府の財政面での要因である。関税賦課の場合に収入をもたらす輸入代替政策の輸出振興政策に対する「優位性」が、同政策の導入を促す要因となり得ることに前節では言及したが、ここで指摘したいのは、途上諸国の中に、関税に小さくない割合の財源を求める状態を持続させる国があり、そのことによって、たとえ輸入代替政策の負の側面が当該国内で明らかになり経済に歪みを生じさせるに及んでもなお、同政策が採用され続ける場合があり得るということである。

政府にそのような選択をさせる要因は、前節でふれたとおり課税対象を捕捉することの相対的な容易さや、それに比して個人・法人所得税の徵税体制を整えることが難しいということの他に、人口稠密な都市圏において informal sector が無視できないほどの規模をもつ存在であり、そこからの徵税が困難であるなど様々な要因が間接的に影響を及ぼしている。

これら三つの要因のすべてあるいは一部が、輸入代替政策を継続させる要因を形成していると考えられる。

第3節 小括と展望——輸入代替政策とリージョナリズム——

第1節で挙げた輸入代替政策導入の要因、前節の同政策継続の要因とも、すべてを網羅しているわけではない。さらに多様な要因を挙げ得るかもしれない。そのことについても今後さらに検討が必要となるが、本稿で述べてきた事柄に限ってみても次のような検討課題を挙げることができる。

第1に、第1、2節で挙げたいずれの要因とも、それぞれ別個にさらに詳細に分析される必要がある。筆者自身の関心を中心にして挙げれば、とりわけ第1節の「(2)輸出の困難性」について、その理論的土台となつたいわゆるプレビッシュ命題の現代における妥当性やその成立の背景と輸入代替政策導入との関係についてについてのさらなる論究を行うことも興味深いし、「(4)世銀からの助言・勧告」についても、アジア通貨・経済危機に際して、危機に見舞われ世銀及びIMFからの融資を仰いだ諸国が、厳しいコンディショ

ナリティを課せられて政策運営に苦心した経緯に照らして、果たしてそれが有効かどうかが問われたこととも関連して、個別のケースについて研究課題とすることも意義深く思われる。第2節では、「(1)非効率性の循環的再生産」に関して、さらに理論的な分析と併せ、国別・地域別の実証的比較研究や、そのトラップから抜け出るための方途についての研究も重要であると考える。

第2に、第1、2節で挙げた諸要因（及びその他挙げ得る諸要因）間の有機的連関についても、考察の対象とすべきである。国ごとのケースによって違いはもちろんあるだろうが、個別の要因がそれぞれ無関係に作用しているわけではもちろんないだろうし、そのよう要因間の関連を探ることで、無益な非効率性の継続・増幅を防ぐ手立てを得ることができるかもしれない。

第3に、輸入代替政策が奏功した典型例とされる日本経済の経験と、戦後の途上諸国の経験との比較研究ももっとなされてよい課題だと考える⁽¹⁾。

最後に、輸入代替政策の限界及び可能性と、リージョナリズム・地域経済統合との関連も、近年の現実の経済の動態についての分析と相伴いながら、なお一層の論究が予想される分野である。市場制約の緩和や他国企業との競争の機会を与えるものとして、すなわち輸入代替政策のもつ限界を緩和するものとして、地域経済統合の試みをとらえることもできるからである。事実、輸入代替政策の弊害に苦しんできたラテン・アメリカ諸国において、メルコスール（南米共同市場）や、アンデス・グループなどの試みが続けられている。これらの現在進行中の経験によって試されながら、単に一方的に忌避するのではなく、その限界と制約条件を見極めた上で輸入代替政策の「有効活用」を図る道を探っていくことも無益ではないであろう。

注

- (1) 例えば Meier (1995), Bruton (1989), などで詳細なサーベイが行われている。
- (2) GATT 第18条B項が適用されるケース。詳しくは、津久井 (1993), 502-506頁を参照。
- (3) 福島編 (1990), 第1章を参照。
- (4) いわゆるプレビッシュ命題の中心的な主張である。Prebisch (1959) を参照。

開発途上国における輸入代替政策の導入と継続について

- (5) 堀井編 (1991) 第1章を参照。
- (6) 末廣・安田編 (1987) 第1章を参照。
- (7) 三平・佐藤編 (1992) 第1章, 安中・三平編 (1995) 第5章を参照。
- (8) 梶原 (1995) 第3, 4章を参照。
- (9) 例えば、大川・小浜 (1993) において包括的な研究がなされている。

参考文献

- 大川一司・小浜裕久 (1993)『経済発展論 日本の経験と発展途上国』東洋経済新報社。
- 梶原弘和 (1995)『アジアの発展戦略 工業化波及と地域経済圏』東洋経済新報社。
- 末廣昭 (1993)『タイ 開発と民主主義』岩波新書。
- 末廣昭 (2000)『キャッチアップ型工業化論』名古屋大学出版会。
- 末廣昭・安田靖編 (1987)『タイの工業化 NAICへの挑戦』アジア経済研究所。
- 津久井茂充 (1993)『ガットの全貌 <コンメンタール・ガット>』日本関税協会。
- 福島光丘編 (1990)『フィリピンの工業化 再建への模索』アジア経済研究所。
- 堀井健三編 (1991)『マレーシアの工業化 多種族国家と工業化の展開』アジア経済研究所。
- 三平則夫・佐藤百合編 (1992)『インドネシアの工業化 フルセット主義工業化の行方』アジア経済研究所。
- 安中章夫・三平則夫編 (1995)『現代インドネシアの政治と経済 スハルト政権の30年』アジア経済研究所。
- Bruton, Henry (1989), 'Import Substitution', in *Handbook of Development Economics*, Vol. II, edited by H. Chenery and T. N. Srinivasan, North Holland.
- Harris, Richard G. and Nicholas Schmitt (2001), 'Strategic Export Policy with Foreign Direct Investment and Import Substitution', *Journal of Development Economics*, Vol. 64.
- Meier, Gerald M. (1995), *Leading Issues in Economic Development* Sixth Edition, Oxford University Press (松永宣明・大坪滋訳『国際開発経済学入門』勁草書房, 1999年)。
- Prebisch, Raul. (1959), 'Commercial Policy in the Underdeveloped Countries,' *American Economic Review*, Vol. 49, No. 2.
- Todaro, Michael P. (1997), *Economic Development* Sixth Edition, Longman (岡田靖夫監訳・OCDI開発経済研究会訳『M. トダロの開発経済学』国際協力出版会, 1998年)。